

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課
不 利 益 処 分 名	徳島市立図書館資料の貸出し等の承諾取消し
根 拠 法 令	徳島市立図書館条例
根 拠 条 項	第8条第3項
連 絡 先	株式会社図書館流通センター 徳島市立図書館(電話 654-4421)
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 徳島市立図書館条例 (図書館資料の貸出し等) 第8条 図書館資料(図書館における法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の貸出しを受けようとする者又は図書館の施設若しくは設備のうち教育委員会が定めるものを利用しようとする者は、指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に必要な条件を付することができる。</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承諾を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第1項の承諾を受けた者が偽りその他不正な手段により同項の承諾を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(2) 第1項の承諾を受けた者が前項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。</p>
	<p>【基準】 根拠条文に同じ</p>
	参 考 事 項
設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)